

〔研究報告〕

信託財産に帰属する債務に関する一考察

北村 恵美

目 次

1. はじめに
2. 信託財産が債務超過となる可能性
 - (1) 債務負担の限度
 - (2) 信託財産が債務を負担する具体例と債務超過の可能性
 - ① 受託者の債務負担行為による場合——土地信託における借入債務
 - ② 信託財産に起因して発生する場合——工作物責任による損害賠償債務
3. 信託財産に帰属する債務の履行——受託者の補償請求権について——
 - (1) 信託財産に対する請求
 - (2) 受益者に対する請求
4. 受益権放棄について
 - (1) 36条3項における「放棄」の意味
 - ① 通説の理解とそれに対する疑問点
 - ② 「放棄」＝「拒絶」という理解
 - a. 立法過程
 - b. 立法趣旨
 - c. 言葉の意味
 - ③ 拒絶をなしうる受益者
 - (2) 受益の拒絶に該当しない放棄（「告知」）について
 - ① 受益の拒絶に該当しない放棄（「告知」）の効果
 - ② 受益権放棄（「両面的告知」）後の補償請求権の行使
 - (3) 結果の妥当性の検討
 - ① 自益信託の場合
 - ② 他益信託の場合
 - ③ 問題点——受益者に対する補償請求権発生の時期

(4) 受益者が権利を放棄した後の法律関係

① 受益者が受益の拒絶を行った場合

② 当初受益者が「告知」を行った場合

5. 終わりに

1. はじめに

信託の受託者は、信託事務処理に伴い、あるいは信託財産の所有者として、各種の債務を負担することがある。

債権者との関係においては、受託者として負担した債務はその個人的債務と区別されず受託者個人が無限責任を負うが、その債務の発生につき受託者に何ら過失がない場合、債務は受託者の固有財産とは分別された信託財産に帰属する債務として管理され、信託財産から弁済がなされる。信託財産で負担可能な債務⁽¹⁾であれば、原則どおり信託財産から弁済するが、もし信託財産のみによっては負担し切れないだけの債務が信託財産に発生したとすると、債権者に対して無限責任を負っている受託者は、固有財産からでも弁済しなければならない事態となる。

受託者が信託事務処理に関する費用を負担した場合の受託者の権利は、信託法36条に規定されているが、同規定によると、受託者の受益者に対する補償請求権は認められているものの、受益者は受益権放棄の意思表示をすることで、同条3項の適用により一切の補償請求から免れることができる、というのがこれまでの一般的な理解であり、その結果として受託者は何ら過失なく最終的な責任を負うこととならざるを得ないという結論が導かれる。

信託関係において受託者は信託事務処理を行う者であり、信託の利益を受け取る者ではない。にもかかわらず損失についてはこれを負担する義務がある、という結論には疑問を覚える。そこで、信託法36条3項についての解釈を中心に、通説とは異なった考えの余地はないか検討したいと思い、債務の最終的な負担者に関するテーマを採り上げることとした。

なお、本稿において前提とする場面は、受託者に何ら過失なく信託財産に債

信託財産に帰属する債務に関する一考察

務が帰属して信託財産が債務超過となった場合であるが、そもそも、受託者に過失なく信託財産が債務超過に陥る、という事態が現実起こり得るのかをまず確認する必要がある。そこで、はじめに債務負担の限度および具体的商品に即した債務超過の可能性について検討し、その上で債務の最終的な負担者に関して論じることとする。

2. 信託財産が債務超過となる可能性

(1) 債務負担の限度

信託財産に帰属する債務には、受託者の法律行為により負担するものと、対外的に受託者が信託財産の所有者となることに起因して、受託者の法律行為によらずに負担するものがある。このうち、後者(工作物責任に伴う損害賠償債務(民法717条1項但書)等)の場合には、あらかじめその額を一定範囲に留めることは不可能なため、債務負担の限度等について論じることは意味がない。しかし、前者の場合には、どこまで債務を負担することが受託者として適法な行為と認められるのかが問題となる。

限度等が明示的に信託行為によって規定されている場合に、それを逸脱すれば適法性を否定されることはまず疑いないが、そのような明示の規定がなくても、信託目的や、債務負担についての権限を付与した趣旨等との関連で必要かつ適切な範囲、という基本的な限度は存在すると思われ、この基準に照らし明らかに逸脱していると判断される場合には、その行為は適法とはいえないと考えられる。しかし、このような抽象的な判断基準ではどちらとも判断し難い場合も予想し得るため、より具体的な基準の存在が求められる。

この点につき、四宮教授は、以下のように述べられ、信託財産の価値を限度としてあげておられる。⁽²⁾

「……債務は、(積極財産たる)借入金とともに信託財産の実質的法主体たる地位によって得られた財産(消極財産)ということができるからである。もっとも、それは、——信託行為に別段の定めのある場合を除き——信託された財産権の価値を限度とすべきである。なぜなら、信託財産の価値を越える借財は、信託

事務処理に必要な「費用」の限界を越え、信託財産ないし受益者に負担させる(36条参照)べきではないからである(限界を越える部分については、受益者(引用者注：受託者の誤りと思われる)個人のみが責任を負うべきである)。

この記述の意味は必ずしも明らかではないが、主として受益者保護の観点から信託財産の価値を限度としているものと解釈される。確かに、信託事務処理上受託者が負担した債務に対する弁済の引当とされるのは、まず信託財産であるにもかかわらず、明らかにそれを上回る債務を負担するという行為は、信託財産以外を引当として予定していると考えざるを得ず、第三者との関係においては受託者個人が債務者となることを考え合わせれば、受託者の固有財産が引当として予定されていた、と理解することが妥当かもしれない。

したがって、一般に受託者が適法に負担した債務につき受託者の固有財産から立替弁済がなされれば、信託法36条2項に基づき受益者に対して補償請求できるはずであるが、⁽³⁾明らかに信託財産を上回るような債務を負担した場合には、特別な権限を付与されていたのでない限りは、受託者自らが債務超過となるリスクを負担することを前提としていたと解され、そのような固有財産を引当として債務を負担したと判断される部分については、受益者に対する補償請求は認められない、と考えられる。債務負担の権限の範囲が明確となっていない場合に受託者に与えられる権限とは、債務負担の時点において信託財産で負担可能と判断される範囲、つまり信託財産の価値の範囲といえるのではないか。⁽⁴⁾

もちろん、資産負債の評価は時価によりなされる必要があり、時価評価にあたって十分にその価格変動リスクを考慮した評価を行うべきことは、いうまでもない。これらの判断は、受託者として善管注意義務を尽くして行う必要があり、万が一結果的に債務超過となってしまったような場合には、注意義務違反として受託者に過失ありと認められる可能性は高いと思われる。

以上検討したように、受託者は信託目的等に照らして適切だと判断した上で、最終的に信託財産による履行が困難となる事態が発生しないように債務を負担すべきであり、その観点から、信託財産の価値を目安に、受託者が適法に負担し得る債務の限度を設定することは可能と考える。ただし、債務負担の時期と

信託財産に帰属する債務に関する一考察

その履行の時期に時間的な間隔がある場合には、負担する債務が限度内に留まっていた場合でも債務超過となる可能性はある。なぜなら、その間に通常予測し得ないような特別の事情によって資産負債の評価が大きく変化する可能性があるからである。つまり、債務超過を防ぐ観点から債務負担を適法に為し得る範囲に限度を設けたとしても、その限度内であれば必ずしも絶対安全ということとはあり得ず、充分安全性を見込んだとしても、債務負担後の状況の変化いかんによっては、将来的に債務超過となる可能性は否定できない。⁽⁵⁾

(2) 信託財産が債務を負担する具体例と債務超過の可能性

① 受託者の債務負担行為による場合⁽⁶⁾——土地信託における借入債務

現在行われている土地信託は、受託者が委託者兼受益者の所有する土地を信託財産として受入れ、受託者が借入により建物建築資金を調達して建物を建て、それを賃貸してその収入から借入金を返済し、信託期間終了時に土地と建物を委託者兼受益者に引渡すというものが中心である。そこには借入という債務負担行為が、仕組み上重要な行為として予定されている。

この場合、借入の用途は主として建物の建築代金支払であり、債務の額は債務負担の時点でほぼ把握できる。資産の方も、土地・建物とも時価評価によりその資産価値の把握は可能である。しかし、通常発生し得る物価変動や経済変動等に起因するもののほか、例えばその土地につき、地滑りや崖崩れ、大規模な地盤沈下が生じたり、建物が地震により崩壊した場合などには、資産価値が著しく低下することは避けられず、また行政上の諸規制の変更等によりその資産価値が影響を受けることも考えられる。その結果、債務を負担した時点では信託財産により十分に債務の返済が可能であったはずが、信託財産全部をもってしても履行が困難となってしまった、つまり債務超過に陥ってしまったということが起る可能性は否定できない。

また、比較的地価の安いところに大規模な建築物を計画して事業に取りかかり、建物は完成したが、その後例えば当該地域の中心的な有力企業の撤退といった地域事情の急変等が発生して、採算が急速に悪化し事業の継続が困難と

なってしまったような場合、建物はもはや殆ど市場価値がなく、土地のみの処分によっては債務を負担し切れない、といった事態も考えられる。事情の急変が予測困難なものであれば、受託者に過失を認められない場合もあると思われる。

② 信託財産に起因して発生する⁽⁷⁾場合——工作物責任による損害賠償債務
土地信託や不動産管理信託等により建物が信託財産となっている場合に、その建物の設置または保存に瑕疵があったために第三者が損害を被れば、民法717条の工作物責任が適用され、受託者がその所有者として責任を負担しなければならぬ事態が発生する可能性がある。損害の発生につき、受託者に何ら過失を認めることができないとすれば、その場合に発生する損害賠償債務は、信託財産に帰属する債務といえるが、このような損害賠償債務についてはその発生も金額も全く予測困難なため、債務超過となってしまうことをあらかじめ⁽⁸⁾防止することは不可能といえる。

- (1) 本稿においては、固有財産とは分別された信託財産の計算において負担すべき債務であるという意味で、『信託財産に帰属する債務』という表現を用いることとする。
- (2) 四宮和夫『信託法（新版）』178頁。
- (3) 本稿 3. (2)参照。
- (4) 信託財産の価値の意味につき、これを債務負担前における信託財産の純資産価値と考えるのか、債務を負担することにより取得する資産を加えた純資産価値と考えるのかは問題となり得るが、後者が妥当と考える。信託財産からの弁済が可能かどうかという観点からの限度であるならば、債務の引当となるべき財産すべてを対象とするべきだと考えられるからである。

しかし、借入債務の負担にあたって後者の考えをそのまま当てはめると、債務負担の結果取得する資産は債務と同額の金銭であることから、いくらでも債務を負担し得ることになって限度額設定が無意味となる。この点については、借入金をその用途に支出した後の資産価値によるべきだと考える。例えば、資産取得のための借入であれば、金銭ではなくその取得した資産の価値を考慮に入れる必要がある。資産の価値は時の経過に伴い減少したり、経済変動に伴い

信託財産に帰属する債務に関する一考察

変動するため、その資産の性質に応じた評価が求められ、その評価額が借入金額と常に等しいとは限らない。また、資産価値をもたない役務提供に対する対価支払の場合には、借入により取得した金銭は支払にあてられ対応する資産は残らないため、借入前の純資産価値と同じとなる。

- (5) 井元浩史「信託財産による事業の経営について」(『信託法研究』第6号)91頁も、受託者に過失なく信託財産が債務超過となる可能性を指摘している。

また、田中實「信託の機能的類型化について」(『四宮古稀 民法・信託法理論の展開』)においては、信託をその機能により三類型(基本類型、保全・保護的類型、利殖・投資的類型)に分けて論じておられるが、そのうち利殖・投資的類型の場合について、次のような説明を行っている。信託財産が債務超過に陥るような事態を生ずることは、一応受託者に善管注意義務違反が推定されるという前提を述べた後、「たしかに、投機的な目標を掲げリスクをおかすような管理方法を決めて指示した(つまり、そういうリスクな信託を設定した)のは委託者であるが、事前には、委託者・受託者の間に相談があり、受託者は、計画と見通し・リスクなどについて説明を述べているのがふつうであろう。……もしその説明が十分であれば、委託者はリスクを承知のうえで信託を設定したことになるので最終的責任は委託者(受益者)の負うべきものと解してよいのではあるまいか。」(410頁以下)

- (6) 土地信託の場合のほか、例えば単独運用の金銭信託(いわゆる特金等)における現物または先物売買に伴う債務や、オプションを付与した場合の債務、公益信託等において事務の一部を委託した場合の手数料支払債務、等がある。
- (7) 工作物責任の場合(四宮、前掲書、177頁)のほか、例えば信託事務処理として物を売却した場合に発生する瑕疵担保責任や、固定資産税等の納税義務等がある。
- (8) このような損害に対しては、保険により具体的な損失が発生しないような措置を講ずることが多いが、そのみで対応し切れないような場合には問題が顕在化する可能性がある。

3. 信託財産に帰属する債務の履行

——受託者の補償請求権について——

(1) 信託財産に対する請求

信託財産に債務が帰属するといっても、信託財産には法人格が認められていないため、負担する債務の名義は受託者となる。つまり、第三者との関係においては受託者が債務を負っていることになるため、受託者が信託事務処理のために負担する債務および受託者が対外的に信託財産の所有者となることに起因して発生する債務に対応する責任は受託者個人の財産にまで及ぶこととなる⁽⁹⁾。しかし、信託事務処理が正常になされている限り、内部的には受託者個人ではなく、信託財産に帰属すべきものといえる。これらの関係から、信託に伴い負担した債務の弁済については、信託財産を充当することが原則と考えられるが、固有財産から弁済することも可能だと理解されている⁽¹⁰⁾。

受託者が固有財産から弁済した場合には、本来信託財産から支払われるべきものを立替えて支払ったことになるため、固有財産は信託財産から補償をうける権利がある。この補償について規定したのが信託法36条1項で、受託者が信託財産に対して権利を取得することを禁じている信託法22条のいわゆる忠実義務との関係においては、その例外を規定していることになる⁽¹¹⁾。

(2) 受益者に対する請求

受託者がその固有財産から立替えて弁済した場合、信託財産に対する請求のほかには受益者に対する補償請求権も認められている(36条2項)。この趣旨は、信託事務処理等に伴う負担は、窮極的には受益者のために負担しまたは被ったものであるから、信託財産が不足しまたはその換価が困難な場合に備えて、受託者を保護するため特に受益者に対する直後の権利を与えた⁽¹²⁾、という趣旨とともに、信託財産に対する補償請求権のみとすると、受託者による権利濫用を招きやすい⁽¹³⁾ということで、受益者保護の観点からも意味のある規定と考えられる⁽¹⁴⁾。ただし、この規定の適用につき、自益信託の場合に限定する考え方や、贈与

信託財産に帰属する債務に関する一考察

型の他益信託について適用を否定する考え方など、⁽¹⁵⁾受益者に対する請求を限定的に解釈しようとする考え方も主張されている。⁽¹⁶⁾また、海外の例によっても、アメリカにおいては受益者は受託者との間に補償についての合意がない限りは補償する義務はないとされ、イギリスにおいても、自益の場合その他一定の場合について受益者の補償義務が認められるものの、常に肯定されるわけではない、⁽¹⁷⁾と解されている。

しかし、受益者は通常信託終了時には信託財産の交付を受けるため、信託財産に対して補償請求すればその分受益者が受取る信託財産も減少することとなり、最終的には受益者が負担したのと同じことだとも考えられる。受益者に対する補償請求を認めることで信託目的遂行にとって望ましくない信託財産の換価処分を防止するという効果も期待され、受益者保護の観点からも積極的な意義を見出すことは可能であり、受益者一般に対し請求することは可能と考える。

以上のとおり、信託事務処理として負担した債務は信託財産から弁済することができるとともに、受託者がその固有財産から弁済することもできる。固有財産から支払った場合、それは本来信託財産から支払われるはずのものなので、受託者は信託財産に対して補償請求権を有し、さらに信託財産は実質的には受益者のものといえるので、直接受益者に対して補償請求することも認められている、ということになる。したがって、信託財産が債務超過に陥り、信託財産によって債務を弁済することが困難となってしまった場合においても、受託者は立替弁済後に受益者に対して補償を請求する道が残されているといえる。

このように、信託法 36 条 1 項と 2 項の規定によれば、受託者は信託財産から優先弁済を受けられるほか、受益者に対しても補償請求することが可能である。

しかし、信託法 36 条はその 3 項において、「前項の規定は受益者とその権利を放棄したる場合には適用せず」と規定しており、この規定の適用がある場合には、受託者は受益者への補償請求をなし得ないこととなると解されているため、放棄がなされれば受託者は補償請求できなくなり、債務の最終的負担者とならざるを得ない、という結論が導かれることとなる。そこで、受益者の補償

義務の免除を規定している当該規定につき、以下で検討する。

- (9) 対外的に債務を負担する場合には、責任財産を信託財産に限定することで有限責任とすることは可能と解されており（四宮，前掲書，133頁），このような特約により，受託者の固有財産を責任財産から除外することも可能であるが，債権者に対する信託財産のディスクロズ等が必要となってくるだろう。
- (10) 四宮，前掲書，289頁。
- (11) 四宮，前掲書，290頁。
- (12) 松本崇『特別法コンメンタール 信託法』209頁。
- (13) 山田昭『信託立法過程の研究』111頁。
- (14) 細矢祐治『信託法理及信託法制』443頁，新井誠『財産管理制度と民法・信託法』27頁，井上徹「土地信託に係る信託銀行業務遂行上の諸問題」（『信託法研究』第11号）15頁。
- (15) 四宮，前掲書，294頁，なお，田中，前掲論文もこの考え方に近いように思われる。
- (16) 小山賢一「日本信託法における受益者の補償義務」（『大阪経大論集』61号）は，受益者の補償義務そのものを否定している。
- (17) Scott, “The Law of Trusts” § 249. George Gleason Bogert and George Taylor Bogert, “The Law of Trusts And Trustees” (Rev. 2nd ed.) § 718. 芹沢英明「英米法から見た土地の信託について」（『信託研究奨励論集』11号）85頁以下。

4. 受益権放棄について

(1) 36条3項における「放棄」の意味

① 通説の理解とそれに対する疑問点

通説は，36条3項でいう放棄とは，将来的に受益者でなくなるという効果のみを有する放棄と理解しているため，放棄までの間にすでに受けた利益はそのまま保持しておくことが可能と考えている。

一方受益者の負うべき義務に関して36条3項は，放棄をした場合には受託

信託財産に帰属する債務に関する一考察

者は受益者に対する補償請求はできなくなる、と規定しているが、その意味については、放棄が為されれば受益者の負っている補償義務は、すでに負担している義務も含めて一切の義務から免れる、ということの規定したものと理解している⁽¹⁸⁾。したがって、受益権放棄の意思表示を行ってもすでに受益者として受けた利益については何ら影響がない一方で、義務については36条3項が適用される結果、すでに受益者として負担した義務から免れることが可能ということになる。(このような効果を有する放棄を、以下「片面的告知」と呼ぶこととする⁽¹⁹⁾。)

受益者が負担しないのであれば誰が負担するのか、という点については、次のような理由により、受託者が負担することになる、と理解しているものと解される。片面的告知がなされて受益者が不在となれば、信託は目的達成不能により終了して、信託法62条により残余財産が法定帰属権利者である委託者に帰属することとなる。ただし、法定帰属権利者も信託法63条により受益者とみなされるため、受益権放棄を行うことにより補償請求権の行使から免れることができ、結局受託者は補償請求を行う相手方を失い、損失を負担せざるを得なくなる⁽²⁰⁾、という考え方である。

したがって、最終的には、受託者は何ら過失がないにもかかわらず損失を被るという結論が導かれるが、信託により利益を受けるはずであった受益者が一方的に損失を逃れる一方で無過失の受託者が損失を被るという結論は、一般的な公平の理念に適うと考えられる「利益の帰するところに損失もまた帰すべきだ⁽²¹⁾」という原則に照らして公平妥当とはいえないのではないか⁽²²⁾。

② 「放棄」=「拒絶」という理解

36条3項の「放棄」とは、上記の「告知」の意味ではなく、「拒絶」(受益者となることを拒否すること)の意味と理解することは可能だろうか。

この考えに従えば、拒絶に当たらない場合、つまり、通説が放棄として理解している「告知」の意思表示の効果は、36条3項の適用がないために、権利のみならず義務についても将来的に消滅するに過ぎず、すでに発生している補償請求権の行使から逃れることはできない⁽²³⁾、という結論が導かれることとなる。

以下、この説の根拠を、立法過程、立法趣旨、言葉の意味の各観点から検討

したい。

a. 立法過程

○立法までの変遷をみると、司法省信託法調査委員会に付議されるまでの草案⁽²⁴⁾においては、費用補償請求権の受益者に対する行使に関して、
「受益者カ信託ノ利益ヲ享受スル意思ヲ表示シ又ハ信託ニ基ク権利ヲ行使シタルトキハ受託者ハ受益者ニ対シテ前条ノ費用ノ償還及損害ノ賠償ヲ請求シ又ハ其ノ請求ニ付相当ノ担保ヲ供セシムルコトヲ得」

といった表現がなされていたものが、司法省信託法調査委員会の審議を経て

「受託者ハ受益者ニ対シテ前項ノ費用及損害ニ付其ノ補償ヲ請求シ又ハ相当ノ担保ヲ供セシムルコトヲ得但シ受益者カ其ノ権利ヲ放棄シタルトキハ此ノ限ニ在ラス」

という現行法とほぼ同様の表現に変更となっている。⁽²⁵⁾

○議会に提出された信託法案説明書⁽²⁶⁾によると

「……受益者カ信託ノ利益ヲ享受スルノ意思アル以上ハ受託者ヲシテ自己ノ為ニ信託事務ヲ処理セシムルモノト謂フヲ得ヘキヲ以テ受益者ニ対シテ費用、損害ノ補償ヲ請求シ又ハ相当ノ担保ヲ供セシムルコトヲ得ヘシ、從テ受益者カ其ノ受益権ヲ放棄シタルトキ即チ信託ノ利益ヲ享受スルノ意ナキコトヲ表示シタル場合ニ於テ費用負担ノ義務ナキハ当然ナリ」

という記述がなされており、「受益権ヲ放棄シタルトキ」とは、「信託ノ利益ヲ享受スル意ナキコトヲ表示シタルトキ」と同趣旨に解釈されていることが解る。

このように、信託法案説明書が、受益権の放棄とは信託の利益を享受する意なきことを表示したときと同趣旨であると記述していることから考えると、先に引用した法案の条文変更は、特に内容の変更を意図したものではなく、表現を変えたにすぎないものだと推測できる。

現行信託法の条文中の「信託ノ利益ヲ享受ス」という表現は、7条の当然の利益享受の規定、9条の受託者の利益享受の制限の規定、57条および58条の解除の規定において各々使われているが、これらはいずれも「受益権の帰属主体として受益者たる地位を取得する」⁽²⁷⁾という意味に解釈されている。これに從

信託財産に帰属する債務に関する一考察

って「信託ノ利益ヲ享受ス」という言葉の意味を理解すると、「受益権ヲ放棄シタルトキ」と同義に使用されている「信託ノ利益ヲ享受スル意ナキコトヲ表示シタルトキ」とは、受益者たる地位を取得しない意思を表示したとき、ということになるため、結局ここでいう受益権の放棄とは、受益者とならない意思の表示、すなわち受益の拒絶を指しているのではないか、という解釈が可能となる。

また、前記信託法案説明書の記述からも、受益の拒絶を念頭に説明しているのではないか、という印象を受ける。少なくとも、すでに一定の利益を受取っているにもかかわらず、いざ大きな負担が発生すれば利益はそのままに負担からは逃れることができる、という特殊な権限を特別に受益者に付与した意図は読み取れない。

b. 立法趣旨

信託行為において受益者と指定された者は受益の意思表示を要せず当然受益者となる、と信託法7条が規定していることから、受益者と指定された者は信託設定に何ら関与していない場合にも、その設定と同時に受益者の地位を取得する。ただし、利益といえども自己の意思に反して強制されるべきではないということから、何ら信託の利益を受けないで受益者となることを拒絶することは自由に行い得る、と理解されている。⁽²⁸⁾

受益の拒絶の意味をこのように解するのであれば、その効果は遡及すると考えるべきだろう。⁽²⁹⁾ 受益の拒絶は、受益者となることを辞退する旨の意思の表明であり、これを認める趣旨も、本人の意思に反してその地位を強制できない、ということなので、はじめから信託が設定されていないのと同じように、信託から生じる一切の権利義務から開放させる必要があると考えられるからである。

36条3項の放棄の意味を受益の拒絶と解し、その効力が遡及すると考えれば、放棄、つまり受益の拒絶をした受益者に対して補償請求権を行使できないというのは、その遡及的効力からは当然の規定といえる。したがって36条3項は、拒絶の持つ遡及的効力を明らかにした規定であり、通常拒絶が行われるのは、受益者が利益を何ら享受していない場合であるため、その場合に問題となる義

務について遡及的に免れることを明らかにしたものだと考えられる。

c. 言葉の意味

「放棄」という言葉を「受益の拒絶」と解釈することは、次のような民法上の「放棄」という言葉の使用例から特段不自然とはいえないと考える。

民法 986 条の遺贈の放棄や、915条の相続の放棄においては、「放棄」という言葉によって、はじめから受遺者または相続人ではなかったことになるという効果を有する意思表示のことを表現している。36条3項の放棄もこれらと同様に遡及効を有する意思表示を意味することも可能と思われる。

以上、立法過程、立法趣旨、言葉の意味の各観点から検討した結果、36条3項の「放棄」を「拒絶」の意味と理解することは可能と考える。

③ 拒絶をなしうる受益者

拒絶の効果は遡及効を有するため、信託のような継続的な関係においていつまでも拒絶をなし得る余地を残すと、法的安定性を害することとなる。しかし、この点については、受益者と指定された者が、確定的に利益の帰属者となったといえるかどうかという観点から、拒絶をなし得る場合を限定することが可能であると考えられる。

拒絶を認める趣旨は、利益といえども強制はできず、受益者とされた者がその受益を受入れるか拒絶するか選択する機会も与える必要がある、ということによるため、受益者がそれを受入れる旨の意思が明らかとなれば、以後は拒絶を認める必要はない。したがって、受益者が受益を受入れたと見られる行為があれば、それ以降においては、受益の拒絶、つまり遡及効を有する放棄は認められない、と考える。

自益信託においては委託者が自らの意思で受益者になったことが明らかなため、受益の拒絶は認められない。他益信託であっても、受益者が信託の設定に関与していたり、信託の外で対価を支払って受益者となった場合等においては、受益者本人が自らの意思により受益者となったことが明らかなため、当初より拒絶は認められないことになる。また、それ以外の場合であっても、受益者が何ら異議を留めずに利益を受取ったり、受益者となったことを認識して異議を

信託財産に帰属する債務に関する一考察

留めない場合等、受益を受入れたと見られる行為を行えば、通常拒絶を選択する道を失うことになるを考える。この点については、遺贈の承認または放棄について利害関係人の催告権を認める民法 987 条の規定を類推して、受託者に催告権を認める余地があるように思われる⁽³⁰⁾。

(2) 受益の拒絶に該当しない放棄（「告知」）について

① 受益の拒絶に該当しない放棄（「告知」）の効果

受益の拒絶には該当しない「告知」の意味での受益権放棄は、36条3項が規定する「放棄」にあらずその適用はないと考えた場合の効果は、次のようになる。

「告知」の意味での受益権放棄は遡及効を有する受益の拒絶ではない以上、すでに受取った利益を返還すべき義務が生じないとともに、受益者の地位に基づく義務（具体的には費用補償義務および報酬支払義務）についても、信託関係から離脱することに伴い、受益権放棄（告知）がなされた時点以後、新たに受益者として義務を負担することはなくなる、という効果を有するに過ぎないと考えられる。つまり、権利・義務の両面について遡及効が無く、将来に向かって消滅させるというものである。

このような効果を有する放棄を、以後「片面的告知」に対して「両面的告知」と呼ぶこととする。

② 受益権放棄（「両面的告知」）後の補償請求権の行使

今述べたような理解を行うと、信託財産が債務超過とはなっていない状態において両面的告知がなされた場合に、受託者は信託財産から満足を得ることが可能であるにもかかわらず、告知の意思表示をした受益者に対して事後的に補償請求を行うといった事態があり得るのではないか、という点が問題となる。しかし、次のような理由により、この場合には事後的な請求は認められないと考える。

受託者は立替に伴い、信託財産に対する権利と受益者に対する権利を併存的に取得し、両者はそのうち一方が行使されればもう一方は消滅するという関係

⁽³¹⁾にあると考えられる。告知により放棄された受益権の価値は、すでに信託財産が受託者に対して負担している補償義務が控除された後の純資産価値と考えられるので、この場合にさらに受益者に対する補償請求を認めるとすれば、受益者にとってはいわば二重払いしたのと同様の結果となり、不合理だと考えられる。したがって、告知の時点で受託者の補償請求権は、信託財産により満足を受けたと理解し、その後の受益者に対する補償請求は認められない、と考えられるのではないか。

(3) 結果の妥当性の検討

今まで述べてきたとおり36条3項の放棄の意味を受益の拒絶と理解した場合、その結果は妥当なものといえるのか検証したい。

① 自益信託の場合

自らの意思により受益者となったことが明らかなため、受益の拒絶がなされることはなく、「放棄」＝「拒絶」という意味を有する36条3項適用の余地はない。したがって、両面的告知という意味での受益権放棄を行うことは可能だが、信託財産を超える債務について受益者が補償請求権の行使から免れることはできないという結論が導かれる。

自益信託の受益者は、自ら委託者として信託設定の当事者となり、その利益を享受することを望んだ者であり、自ら望んだ利益の享受に内在するリスクが顕在化してしまったことに伴い負担を被ることとなっても、「利益の帰するところに損失もまた帰すべき」という原則に照らして特に不合理な点はなく、受益者保護に欠けた不当な結論とはいえないと考える。

② 他益信託の場合

受託者は信託設定の当事者ではないため、信託行為において受益者と指定された者は受益者となることを受入れるか拒絶するか選択の機会が与えられる必要がある。拒絶の意思表示がなされれば、かりにその時点までに債務超過となるようなことがあっても、これにつき負担を負うことはないが、拒絶しないで受入れた場合には、信託から生じた負担につき補償請求権の行使を免れること

はできなくなる。

この結果に対しては、他益信託の受益者は信託設定の当事者でないにもかかわらず、負担を負わせることは妥当とはいえないのではないか、という点が問題となる。しかし、受益者は信託設定には関与していないとしても、その後自己の意思を反映させる機会を与えられるため、そこで受益者となることを受入れた以上は、自ら望んで利益を享受しようとしたといえ、自益信託の受益者と同様の義務を負うことはやむを得ないと考える。逆に、例えば他益信託であっても、信託外で対価関係が存在するような場合には、受益者は自ら積極的に受益者の地位を取得したといえ、その実質は自益信託と同視し得るはずなので、その場合の扱いが自益信託と異なるというのは、かえって不合理な結果といえる⁽³²⁾のではないか。

また、委託者が受益者に損失を与えるような結果を何としても回避したいと考えれば、あらかじめ委託者が求償に応じる旨の特約を入れておくこと等によって対応することも可能と思われる。

受託者に何ら過失なく発生した損失は不可抗力によるものといえる。その不可抗力による損失は誰が負担するのが妥当か、と考えれば、「利益の帰するところまた損失も帰するべきだ」という原則を適用せざるを得ないのではないか。したがって、他益信託においても、自ら受益者となることを受入れた以上は、信託から生じる利益の帰属者として、その利益に伴う損失も負担するという考えを採り得るのではないかと思われる⁽³³⁾。

③ 問題点——受益者に対する補償請求権発生の時期

今まで述べてきた考えによった場合に、なお問題が残る。それは、36条の補償請求権は受託者が債務を負担した時点ではなく、受託者が立替弁済を行って⁽³⁴⁾はじめて発生すると考えられる点である。

受託者が債務を負担した時点では、その債務は信託財産に帰属しており固有財産が直接負担したことにはならないため、補償請求権が発生していないと考えれば、その間になされる受益者の放棄（告知）の意思表示によって、受託者は受益者に対する補償請求をなし得なくなることとなる。36条2項は「受益

者」に対して請求できると規定しているが、立替弁済を行って補償請求権が発生したときには受益者は放棄により不存在となっているからである。

しかし、放棄の時点においてすでに債務を負担していれば、信託財産は債務を負った状態となっており、その債務は放棄を行う以前の受益者のために負担されたものである以上、意思表示の時点が弁済期の前か後かによって受益者の利益状況が特に変化することはない（債務負担の前か後かがより重要な意味をもつ）、異なる結論が導かれることに合理的な理由は見出し難いように思われる。

補償請求を認める趣旨が、利益の帰属する受益者に損失も帰属させるというものであるならば、放棄の時点で発生している損失については、受益者に対する補償請求を認める必要があると考えられる。例えば委任者の代弁済義務等を定めた民法 650 条 2 項の規定を参考にするなどにより、⁽³⁵⁾ 受託者が債務を負担した時点で受益者に対する権利を取得すると考えることは可能ではないか。

(4) 受益者が権利を放棄した後の法律関係

最後に、受益者が権利を放棄（拒絶または告知）した後の法律関係がどうなるかについて、検討する。

① 受益者が受益の拒絶を行った場合

単独受益者が受益の拒絶を行えば受益者不在となるため、次順位受益者等につき特別な定めがない限り、信託目的達成不能により信託は終了して、その後の信託財産の帰属が問題となる。

受益者等の信託行為により定められた信託財産の帰属権利者がいない場合には、信託法62条により、委託者またはその相続人が法定帰属権利者として財産の帰属主体となる。その帰属権利者に信託財産が確定的に移転するまでは、信託は63条の規定により法定信託として存続し、帰属権利者はその受益者とみなされることになる。この点から、受益者とみなされた委託者が受益の拒絶を行う余地があるようにも思われる。

しかし、委託者はもともと信託設定の当事者であり、他益信託を設定すれば、受益者と指定された者が拒絶を行う可能性があること、および、その場合には

信託財産に帰属する債務に関する一考察

自分に財産が復帰すること，を認識し得るはずである。したがって，利益といえども強制できない，ということから認められる受益の拒絶を行う根拠に乏しいと考えられ，法定帰属権利者である委託者が受益者とみなされたとしても，受益の拒絶はできないと考える。この結果，委託者は法定信託の受益者として残余財産の帰属主体となる。

委託者にみなし受益者としての受益の拒絶が認められない以上，信託財産が債務超過に陥っていたとしても，積極消極を含めた信託財産が委託者に帰属し，その最終的な負担者は委託者となる⁽³⁶⁾。

当初信託設定により受益者と指定された者が受益の拒絶を行った場合には，信託の設定が実質的になかったということになるため，信託が設定されなかった場合と同様に，信託財産の当初の所有者である委託者がその財産に伴う危険を負担する結果となるのはやむを得ないのではないかと考える。

② 当初受益者が「告知」を行った場合

信託財産がマイナスの場合には，帰属権利者に帰属すべき財産は存在しない⁽³⁷⁾ので，帰属権利者については問題とならない。

- (18) 井元，前掲論文，95頁，四宮，前掲書，295頁（この点につき必ずしも明言しているわけではないが，当然の前提として理解されているものと思われる）。
- (19) 継続的債権関係を契約当事者の一方的意思表示によって，遡及効無く将来に向かって消滅させることを一般に告知といっているが，この場合権利と義務のうち権利についてのみ，遡及効のない将来に向かった効力を認めているため，片面的告知と呼ぶこととした。
- (20) 信託法改正問題（『信託法研究』第10号）質疑応答において，改正案の解釈に関する議論としてではあるが，辻教授が述べておられる解釈は，これに近いものと思われる（94～95頁）。
- (21) 民法上，委任事務の処理に関して受任者が過失無く被った損害を委任者に請求できる旨の規定があるが（民法650条3項），これは委任者の無過失責任と解されており（注釈民法（13）207頁），当該原則の表れと解される（四宮，前掲書，290，293頁）。

- (22) 井元, 前掲論文も, 同様の問題意識に基づき, 委託者・受益者各々の負担可能性について述べている。
- (23) 英国における判例 (Hardoon v. Belilios (1901) A. C. 118) の考え方が参考になる。
ただし, この判例の解釈は分かれており, 直ちに一般化することには問題がある。この判例の解釈については, 小山賢一「英国信託法における受益者の補償義務」(『大阪経大論集』60号) 参照。
- (24) 司法省内部の検討を一応終了し, 司法省信託法調査委員会に付議するために作成された草案「参考書ノ一 信託法案 (未定稿)」36条 (山田, 前掲書, 148, 338頁)。
- (25) 司法省信託法調査委員会において審議のうえ, 議決採択された草案「信託法案 (委員会議決 大正8年12月9日)」33条 (山田, 前掲書, 148, 346頁)。
- (26) 信託会社協会『信託法規ノ成立』95頁以下。
- (27) 松本, 前掲書の各条文の説明を参照。
- (28) 四宮, 前掲書, 318頁。
- (29) 四宮, 前掲書, 319頁。
Restatement (Second) of Trusts § 36 の解説部分も拒絶 (disclaimer) が遡及効をもつことを述べている。
- (30) 四宮, 前掲書, 319頁。
- (31) 信託法36条1項と2項の権利行使については, 受託者が任意にどちらから補償を受けてもよいのか, という点について議論がある。通説は条文上特に制限がないのでどちらから先に補償を受けてもよいと解しているが, まず信託財産に対して補償を請求し, 信託財産から十分な補償が受けられない場合または信託目的達成不能になるおそれがある場合に限って, 補充的に受益者に請求できると解するのが, 条文の趣旨・信託の構造に合致するという指摘もある (松本, 前掲書, 209頁, 四宮, 前掲書, 294頁)。かりに後者の考えに立てば, 信託財産から満足を得ることが可能である限り, 受益者であった者に対する事後的な補償請求は一般的にはあり得ないということになる。しかし, 複数受益者の一部が放棄した場合で, 信託財産の換価処分が信託目的達成にマイナスの影響を及ぼすような場合には, 後者の考えにおいても受益者に対する請求を認め得るため, 放棄した受益者に請求が及ぶこともあり得るものと思われる。
- (32) 例えば G. G. Bogert and G. T. Bogert, 前掲書, § 718 は, 特に自益信託

信託財産に帰属する債務に関する一考察

に限定することなく受益者が無限責任を負うべきだと述べている。

ただし、例えば特別障害者扶養信託（特定贈与信託）のような個人的な贈与目的の他益信託において同様に考えることが妥当かについては、なお検討の余地があるように思われる。未成年者等の意思能力が不十分な者を受益者とした場合には、実際に利益を受取った事実があったからといって、直ちにその者が受益者となることを受入れたとは見られず、相当期間が経過した後も受益の拒絶の意思表示を有効になし得る余地があると考えられる。しかし、このような事態は法的安定性を著しく害することになるため、受託者は受益者とされた者の法定代理人等に受益者とされた旨を知らせた上で、判断を仰ぐ必要があるだろう。このように理解しても、受入れる旨の意思表示がないと効力が発生しないということではなく、拒絶の意思表示を行わない以上は信託は有効に続いていくため、特に不都合はないと考える。また、何らかの事情で法定代理人の判断を仰ぐことが困難な場合には、損害が発生した場合には委託者が受益者に代わって補償義務を負う等の特約を結ぶことにより、問題の発生を防ぐことも考えられると思われる。

当事者にとっては、全く予想外の負担を負わせることになるが、この場合における他益信託の設定とその信託財産そのものを受益者とされるべき者に贈与することとはきわめて類似した性格の行為と考えられ、その類似した行為である贈与がなされれば、その者から発生した負担は当然贈与を受けた者が負担することになるわけであり、他益信託の結果負担を負わされることも、この比較においては特に不合理とはいえないと考える。

受託者は一般的に信託法上の重い義務を負っている上に、特定贈与信託のような目的の信託においては、特に安全性を重視した管理運営方法が要求されることは言うまでもない。受託者が無過失であるということは、このような要求を充足して任務を遂行したことを意味するものであり、それにも拘らず、その受託者に発生した損失を負担させることが最も妥当な結論といえるかは疑問である。

- (33) 元本受益者と収益受益者間や、連続受益者間で、損失の負担についてどのように考えるべきかは困難な問題である。

元本受益者や次順位受益者（以下「元本受益者等」という）は、元本交付時まで実際に信託から何ら直接に利益を受けることはないにもかかわらず、損失を被る余地があるというのは合理的な結論とはいえないようにも思われる。ま

た他方においては、現在たまたま利益を受けている収益受益者や先順位受益者（以下「収益受益者等」という）が、すべての損失を負担するという考えも納得できないと思われる。

原則として元本受益者等も、受益を受入れたと判断されれば、以後は拒絶を行い得ず、補償義務を負うと解さざるを得ないが、具体的な受益の時期が、将来の相当程度先になる場合等においては、具体的な受益権の内容が必ずしも明らかといえず、受益者となることを受入れるか、拒絶するかの判断に必要な情報が不十分であるということで、信託設定後相当期間にわたり元本受益者等は拒絶をなし得る地位を保持し続けると解釈することは可能であるように思われる。

したがって、元本受益者等が拒絶を行えば、元本受益権等に対応する部分は単独受益者が拒絶を行った場合と同様に、委託者が負担するという結論が導かれる。（この点については本稿4.(4)①参照。ただし、具体的に各受益権に対応した損失の負担割合を決定することは実務上相当の困難を伴うことが予想され、あらかじめ負担割合等を明らかにしておくことが必要になると思われる。）

- (34) 補償請求権は受託者個人の権利と理解されていることから、受託者は立替を行って初めて個人的な負担を負うと理解すれば、その時点で補償請求権が発生すると考えられる。
- (35) 注釈民法（16）206頁によれば、「……債務がいまだ弁済期にないときは、ただちに委任者に支払いをなさしめえないが、さりとて弁済期到来までの間に委任者が無資力となることもありうるので、それに備えて担保を供せしめておくのが受任者を保護する所以である。」と説明されている。
- (36) かりに受託者が立替えて支払ったとしても、みなし受益者に対して補償請求権を行使することにより、やはり同様に委託者が最終的な負担者となる、との結果が導かれると考える。

なお、井元、前掲論文は、一般的に委託者が負担するという説明を行っている。

- (37) 信託財産が債務超過でなくプラスであった場合については、次の2つの考え方があり得ると思われる。

・委託者が行う「告知」を認めないという考え方

法定帰属権利者が受益権を「告知」により放棄してしまうことは、最終的な帰属者を定めた趣旨を失わせることとなる。法定信託の目的に必要な範囲で権

信託財産に帰属する債務に関する一考察

利義務を認めれば足り、法定信託で受益者とみなされたからといって受益権を「告知」により放棄する権限までは認められない、と理解するならば、信託財産は確定的に委託者に帰属し法定信託が終了することとなる。

・委託者の行う「両面的告知」を認めるという考え方

委託者の告知の結果、受益者も帰属権利者も不在となった場合の信託財産の帰属については、受託者に帰属するという考え方と無主物となるという考え方があり得ると思われるが、委託者・受託者間で贈与があったと構成できる場合を別とすれば、受託者が完全権を取得する根拠に乏しいように思われ、信託財産は無主物になるのではないかと考えられる。ただし、信託財産が不動産の場合には、そもそも不動産所有者が所有権を放棄できるかという問題があり、不動産を相続人不存在等によらず意思表示により無主物とすることには困難がある。

5. 終わりに

本稿で想定しているような、受託者に過失なく信託財産が債務超過になるという状況は、頻繁に発生するとは考えられないが、絶対に起こらないとも言い切れない。

通説から導かれるところの受託者が無過失責任を負うという結論は、妥当とはいえないのではないかと、利益を享受しようとする者がその利益に伴うリスクも負担するという考え方が、最も社会通念上納得性を有するのではないかと⁽³⁸⁾、という疑問から、現行法をそのように解釈する余地がないかを検討してみようと思いつつも、内容的に不十分な点も多々あり、未解決の問題も多く残されている点は、どうかお許しいただきたい。

信託はそもそも受益者に利益のみを与えるものであり、決してリスクを負わせるようなものではなく、受益者に責任を負わせることは信託の基本的な考え方と相容れない、というご批判も充分考えられるものと思うが、信託の利用のされ方も時代とともに変遷しており、その内容に適した解釈が考えられても良いのではないかとと思われる。

今回のこの拙い検討が、一つの問題提起と受取っていただければ幸いである。

- (38) ただし、ここで述べた結論をあらゆる信託に対して適用するとすれば、必ずしも妥当な結論を得られない場合もあるものと思われる。まず原則を明らかにした上で、具体的な信託の内容に応じて原則をそのまま適用することの適否を判断し、原則の適用を否定することが求められるのであれば、それに替わる適切な対応を講じる必要がある。いずれにしても、関係当事者の責任の範囲を明らかにすることが求められるのではないか。

(安田信託銀行業務部開発企画室)